

ID: 599

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	保安上危険な看板等の除却命令等(第66条に規定する工作物に係る第10条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
<p>【基準】</p> <p>法第66条に規定する工作物に係る準用規定法第10条第2項の規定による。 (著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)</p> <p>第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 25 日